

会員事業所 各位

北海道デイサービスセンター協議会
会長 岸田 喜幸

新型コロナウイルス感染症発生事業所への見舞金の支給について（通知）

本会事業の推進につきましては、日ごろから格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、新型コロナウイルス感染症の感染者発生事業所への見舞金の支給について、下記のとおり実施いたします。
つきましては、申請方法等についてご確認いただきますようお願い申し上げます。

記

1 見舞金について

- （１）対象範囲 クラスター（事業所内にて５人以上の感染）が確認された会員事業所
- （２）対象期間 令和４年４月１日～令和５年３月３１日の発生分
- （３）金 額 １事業所一律５万円（１回限り）
- （４）申請方法 別添「申請書」にて本会事務局あてに申請
- （５）送金方法 後日、指定の口座に振り込み

【北海道デイサービスセンター協議会事務局】
北海道社会福祉協議会

施設支援部 施設福祉課（担当：河野^{こうの}）

T E L 0 1 1 - 2 4 1 - 3 7 6 6

F A X 0 1 1 - 2 8 0 - 3 1 6 2

E-Mail daykyo@dosyakyo.or.jp